








# 久留米駐屯地自家用電気工作物 保安管理業務委託

件名	久留米駐屯地自家用電気工作物保安管理業務委託					
図面名称	表紙			仕様書番号		
縮尺	—	図面番号	1 / 3	作成年月日	令和7年2月 5日	
業務隊長	管理科長	営繕班長	企画係長	管財係	施設管理	電気係 (作成者)
						
陸上自衛隊 久留米駐屯地業務隊 管理科						

# 仕 様 書

- 1 件 名  
久留米駐屯地自家用電気工作物保安管理業務委託
- 2 場 所  
福岡県久留米市国分町100番地 陸上自衛隊久留米駐屯地
- 3 適用範囲  
本仕様書は、久留米駐屯地で実施する「久留米駐屯地自家用電気工作物保安管理業務委託」について適用する。
- 4 業務内容  
電気事業法施行規則第52条第2項に該当する自家用電気工作物の保安に関する業務を専門的かつ責任をもって実施する。
- 5 業務対象施設
  - (1) 受電電圧：6,600V
  - (2) 設備容量：5,955KVA
  - (3) 非常用発電機設備容量：400KW×1台、30KW×1台
- 6 履行期間  
令和7年4月1日～令和7年6月30日
- 7 一般事項
  - (1) 本役務は、本仕様書による他、電気事業法施行規則第52条第2項及び関係法令等に基づき、保安管理業務を適切に実施する。
  - (2) 点検作業日時は、事前に監督官と構内の電気設備の運用について打ち合わせを行い、十分に理解・把握した上で調整すること。
  - (3) 本役務に際し、点検等で既設建物や電気設備を損傷させた場合は請負者の責任・負担にて復旧すること。
  - (4) 本仕様書に記載無きものについても、法令に基づき当然実施すべき事項は、請負者負担で実施すること。
  - (5) 請負者については、自衛隊敷地内への立ち入り及び敷地内での行動については、監督官の指示を遵守して行うものとし、作業場所以外への無断な立ち入りを禁止する。
  - (6) 本仕様書及び役務内容に際し、疑義が生じた場合は監督官と協議の上実施すること。
  - (7) 点検・電気設備の資料は監督官の許可する範囲において貸出し、必要な情報を元に設備を把握すること。(貸出しが必要な場合は貸出簿を準備する。)
  - (8) 請負者は、駐屯地内の電気事故等の際に官側からの連絡を受けた場合に、1時間以内に駐屯地を訪問し、応急措置・事故原因に関する指導・助言を行い、その場合の高・低圧負荷設備機器の不具合箇所を細部調査し、2次災害(電気・機械的不具合による危険)の防止に努めること。
  - (9) 請負者は、本役務の入札参加資格に適合する者であること。

件 名	久留米駐屯地自家用電気工作物保安管理業務委託				
図面名称	仕様書				
縮 尺	—	図面番号	2 / 3	作成年月日	令和7年2月 5日
陸上自衛隊 久留米駐屯地業務隊 管理科					

8 特記事項

- (1) 請負者は、月1回以上構内を巡回し、「受電設備」及び「電気使用設備」の自家用電気工作物の点検・測定を行い、その結果を監督官に報告書として1部提出すること。また、点検・測定の状態を撮影、整理し報告書と共に提出すること。（提出要領等の細部は監督官の指示に従うこと。）  
 なお、作業日時は原則として、平日午前8時30分から午後4時30分の時間内に実施すること。
- (2) 請負者は、電気事故その他電気工作物に異常が発生し、また発生する恐れがある場合において、監督官から通知を受けた場合、または請負者が発見した場合は、応急処置の方法を指導し事故原因の探求に協力し、再発防止について取るべき措置を指導・助言するほか、電気事業法等の規定に基づく電気関係報告規制に定める電気事故報告書の作成及びその手続きの指導を行うこと。
- (3) 請負者は、保安管理業務外部委託承認の届け出の手続きを行うこと。
- (4) 請負者は、電気工作物の維持・運用に関する経済産業大臣への提出書類について作成及び手続きを行うこと。
- (5) 請負者は、契約締結後、下記の書類を提出すること。
  - ア 緊急連絡体制表（代務者2名以上を選出すること。）
  - イ 従事者名簿（緊急連絡先を記入）
  - ウ 従事者の資格及び経歴
- (6) 請負者は、監督官に対し駐屯地の電気設備の維持管理・運用に際し、保安に対する必要な助言を法令に基づき逐次適切に行うこと。
- (7) 年次点検
  - ア 請負者は、年1回の年次点検を実施し、「受変電設備」及び「保護継電器」、「埋設ケーブル含む電路」の点検・測定・清掃を行い、その結果を監督官に報告書として1部提出すること。また、点検・測定・清掃の状態を撮影、整理し報告書と共に提出すること。（提出要領等の細部は監督官の指示に従うこと。）
  - イ 作業日時 令和7年4月28日（予備日 令和7年4月30日）
  - ウ 年次点検範囲
    - a 過電流継電器（17台）  
 最小動作電流試験、限時特性試験（200%、500%）
    - b 地絡方向継電器（4台）  
 動作電流試験、動作電圧試験、動作時限測定
    - c 地絡継電器（PAS用1台）  
 動作電流試験、動作電圧試験、動作時限測定
    - d 不足電圧継電器（1台）  
 動作電圧試験（動作、復帰）、動作時限測定
    - e 高圧埋設ケーブル（5回線）  
 絶縁診断
    - f キュービクル（19箇所）  
 高低圧絶縁診断、接地抵抗測定、清掃
  - エ 計画工事における停電・復電作業  
 作業日時 令和7年5月10日（予備日 令和7年5月17日）

件名	久留米駐屯地自家用電気工作物保安管理業務委託				
図面名称	仕様書				
縮尺	—	図面番号	3 / 3	作成年月日	令和7年2月 5日
陸上自衛隊 久留米駐屯地業務隊 管理科					